

議案第 3 0 号

山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部改正について

山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂本靖也

(提案理由)

施設の状況や利用形態の変化及び諸物価、人件費等の高騰に伴い使用料を改め維持管理経費を確保するため、山都町青葉の瀬交流促進施設条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部を改正する条例

山都町青葉の瀬交流促進施設条例（平成 17 年山都町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「紙漉棟」を「休憩棟」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 13 条関係、第 18 条関係）

区分	使用料	
田舎ロッジ	1 棟 1 泊 基本料金	10,000 円
	加算料金	基本料金に 1 人につき 1,200 円を加算し、6 人を限度とする。ただし、小学生については、600 円とする。
テントサイト	1 区画 1 泊	3,000 円
	加算料金	基本料金に小学生以上 1 人につき、200 円を加算する。
陶芸棟	手びねり 中学生以下	1,500 円
	大人	2,000 円
	絵付け	500 円から
入場料	500 円	小学生以上

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山都町青葉の瀬交流促進施設条例の規定は、この

条例の施行の日以後の使用料について適用し、施行の日前の使用料については、なお従前の例による。

山都町青葉の瀬交流促進施設条例(平成17年条例第26号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
施設名	区分	使用時間	施設名	区分	使用時間
	宿泊施設(田舎ロッジ及びテントサイト)	15時00分から翌日10時00分まで		宿泊施設(田舎ロッジ及びテントサイト)	15時00分から翌日10時00分まで
	郷土料理体験館(交流促進センター)	9時00分から17時00分まで		郷土料理体験館(交流促進センター)	9時00分から17時00分まで
	農村体験工房(陶芸棟及び紙漉棟)	9時00分から17時00分まで		農村体験工房(陶芸棟及び休憩棟)	9時00分から17時00分まで
	歩道橋及びふれあい広場			歩道橋及びふれあい広場	
別表第2(第13条関係_____)			別表第2(第13条関係、第18条関係)		
区分	使用料		区分	使用料	
田舎ロッジ	1棟1泊 基本料金 <u>ア</u> 土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の前日及び夏期(7月19日から8月31日まで)は、8,400円		田舎ロッジ	1棟1泊 基本料金 <u>10,000円</u>	
	<u>イ</u> ア以外の利用については、4,200円				
	<u>ウ</u> 5泊以上の長期滞在は、20パーセント割引とする。				
	加算料金	基本料金に1人につき <u>1,050円</u> を加算し、6人を限度とする。ただし、小学生については、 <u>525円</u> とする。		加算料金	基本料金に1人につき <u>1,200円</u> を加算し、6人を限度とする。ただし、小学生については、 <u>600円</u> とする。
テントサイト	1区画1泊 <u>2,200円</u>		テントサイト	1区画1泊 <u>3,000円</u> 加算料金 基本料金に小学生以	

陶芸棟	手びねり 中学生以下 <u>1,200円</u>				上1人につき、200円を加算する。
	大人 <u>1,500円</u>			陶芸棟	手びねり 中学生以下 <u>1,500円</u>
	絵付け <u>300円</u> から				大人 <u>2,000円</u>
紙漉棟	700円から				絵付け <u>500円</u> から
入場料	500円	小学生以上		入場料	500円 小学生以上